

一般事業主行動計画

職員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成31年 4月 1日から平成35年 3月31日までの 4年間

2. 内容

目標1：職員全体の時間外労働時間を削減するため、一人当たり平均月20時間以内とする。

<対策>

- 平成31年 4月～ 所定外労働の現状を把握
所属長会議において計画的な業務遂行の周知、啓発
- 平成31年 7月～ 四半期の時間外労働の現状分析、対策会議の実施

目標2：年次有給休暇の取得日数を、一人当たり平均年間15日以上とする。

<対策>

- 平成31年 4月～ 年次有給休暇の取得状況について実態を把握
- 平成31年10月～ 計画的な取得に向け、取得状況のとりまとめなどによる取得促進のための取組の開始

目標3：インターンシップ生の受け入れを、年間2回以上導入する。

<対策>

- 平成31年 4月～ 学校等からのインターンシップ生に関する依頼に対し、積極的な受け入れ